

平成19年8月31日

「本気で臨海部の未来を考える会」
事務局 川崎ファクトリー 御中

川崎市長 阿部 孝夫



旧神奈川県立川崎南高校の再利用に関する要請について（回答）

日ごろより、本市のまちづくり行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
さて、平成19年8月24日付で提出された要望について、次のとおり回答いたします。

要請事項1. 旧県立川崎南高校の校舎の再利用に関する県への申し入れについて

旧県立川崎南高校では、今後県による汚染土壌の処理対策が行われるものと伺っておりますので、現時点で同校跡地の利用等について県に申し入れることはできないと考えております。

要請事項2. 県に対する市の指導・助言について

汚染土壌の処理対策については、数々ある対策手法の中から土地所有者等が最も適切な方法を選択し、実施することとなります。

旧県立川崎南高校の校舎の取扱いについては、今後実施される汚染土壌の処理対策の手法によると考えられますが、今後、所有者が実施する汚染土壌の処理対策が適切に行なわれるよう指導・助言を行ってまいります。

要請事項3. 小田栄西地区のまちづくりに関する関係地権者への協力要請と根拠計画について

旧県立川崎南高校を含む小田栄西地区のまちづくりについては、「南渡田周辺地区」整備計画に沿った土地利用となるよう、これまで本市から関係地権者に対してお願いをしてきたところであり、関係地権者等との協議・調整及び必要な都市計画手続きを経て、先般、都市計画決定に至ったものです。この整備計画は、土地利用転換に伴う無秩序な開発を未然に防止しながら、臨海都市拠点の一翼を担う商業・業務系、居住系機能等の集積を目指すものであり、将来の土地利用転換にあわせて整備がなされるものと考えております。

要請事項4. 住民説明会について

旧県立川崎南高校の跡地利用については、県による同跡地の汚染土壌の処理対策が実施され、跡地利用が可能となった段階で、本市として広く地域の方々から御意見をお聞きしていきますので、県における汚染土壌の処理対策の状況を勘案しつつ、その時期、方法等を検討してまいります。

まちづくり局神奈川口推進室	電話 044-200-2704
環境局公害部環境対策課	電話 044-200-2534